

5 歳児健康診査の実施について

1. 実施方式

所属園種別	健診実施方式	時期	回数
市内在園児	所属園での巡回方式	定期健診の前 (各園と調整)	原則年 1 回
市外在園児 未所属児	保健センターでの集団方式	秋～冬頃	(要検討)

※R7 年度はモデル園を設定して実施。R8 年度以降対象園を順次拡大し、最終的には市内すべての園で実施。

2. モデル園の選定 (R7 年度のみ)

条件を設定し、条件の揃う 6 園程度を想定。

	条件
1	定期健診の前に集団観察を行うことができること。
2	市内小児科医が園医若しくは嘱託医であること。
3	巡回方式の流れ (下記) が受入可能な施設であること。

3. 巡回方式の流れ

巡回方式

健診項目	実施方法
身体面	園の定期健診を活用
精神面	個別観察：所属園が事前に観察
	集団観察：巡回チームが観察

※巡回チームは保健師・心理士・保育士等の専門職により構成予定。

問診票回答

- ↓
- ・保護者が事前に問診票を回答する。
- ↓
- ・所属園が普段の様子と個別観察の結果を踏まえ、問診票を回答。

事前カンファレンス

- ↓
- ・各々の問診票の内容をもとに、健康課と所属園 (お子さんの普段の様子がかかる職員) で対象者について情報共有。

巡回（集団観察）

- ・巡回チームが所属園を巡回し、所属園での集団活動の様子を観察。

事後カンファレンス

- ・健康課と所属園で問診票の回答内容と観察結果について共有し、今後の方向性を検討。

定期健診

- ・所属園で定期健診を実施し、対象者の身体面健診を実施。
- ・身体面で受診が必要な結果の場合、通常の流れで所属園が受診勧奨。

判定

- ・定期健診と巡回（集団観察）結果の記録をもとに、園医若しくは嘱託医が健診結果を判定。